

スコープ

租税事務支障の“おそれ”とは

# 税務調査時における記録、個人情報保護法上の開示の可否

税務調査時の記録はどこまで開示できるのか。納税者にとっては気になる事件の判決がこのほど東京地裁で下された。本件は、税理士（原告）が自身のクライアントである納税者の税務調査における「調査経過記録書」の不開示部分の開示を求めたものだが、東京地方裁判所（篠田賢治裁判長）は令和7年7月25日、原告の請求を棄却している（令和6年（行ウ）第217号）。不開示となった調査事項等欄には、国税当局部内で行われた申告内容の検討や調査上の着眼点の分析といった検討の過程などが記載されており、これを開示した場合には租税事務支障の実質的なおそれがあると認められるとし、個人情報保護法78条1項7号ハに規定する不開示情報に該当すると判断した。

## 税務調査の経過記録書を開示請求も一部不開示に

今回紹介する事件の原告は、納税者の税務代理人であった税理士だ。税理士は、個人情報保護法に基づきクライアントの納税者に対する税務調査の「調査経過記録書」の開示請求を行ったが、税務署は、税務調査に関する具体的な調査手法や事実認定等の国税当局の判断・検討事項が記載されている部分を明らかにすると、今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能になることなどから、個人情報保護法78条1項7号ハに該当する情報であるとして、一部不開示とする旨の決定を行ったもの。このため、これを不服とした原告である税理士がその取消しを求めた事件である。

### 統括官等の指示事項等が不開示

調査経過記録書には、統括官等から調査担当者への指示内容のほか、調査時における①納税義務者等や取引先等との応接状況などの

調査経過や確認した内容、相手方の主張、②事前通知した事項以外の事項について調査を行った場合などの実施状況及びその際の納税義務者等とのやり取りの内容、③調査により把握した問題点（非違の内容及び検討結果を含む）を時系列で記載するものとされており、本件で不開示となった部分は、「調査事項・応接状況等」欄の一部及び「指示事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の全部であった。

「調査事項・応接状況等」欄には、国税局内での調査担当者らの部内打合わせの内容が記載され、「指示事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄には、統括官等が調査経過記録書の記載内容を確認し、調査担当者に指示した事項等が記載されていた。

### 調査手法等でなければ開示すべきと主張

原告の税理士は、個人情報保護法78条1項7号ハに規定された「おそれ」は行政機関